

立川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
の公布による。

立川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

立川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年立川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（報告事項） 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(12) ……略……	（報告事項） 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(12) ……略……

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。